特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周防大島町長

公表日

令和7年6月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸する公営住宅の管理に関する事務を行う。 ① 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務② 家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③ 敷金の徴収に関する事務④ 家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑤ 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務⑥ 同居若しくは入居承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦ 公営住宅の明渡しの請求に関する事務⑧ 家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨ 公営住宅の明渡しの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務⑩ 他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務⑪ 他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務⑪ 他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務⑪ 収入状況の報告の請求等に関する事務⑪ 収入状況の報告の請求等に関する事務⑪ 条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	住宅管理システム、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、収納管理システム、自治体中間サーバー
2 特定個人情報フェ	e ≠ 1 1. 友

2. 特定個人情報ファイル名

6. 他の評価実施機関

住宅台帳

3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第18条			
4. 情報提供ネットワークシ	アステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	産業建設環境部 生活衛生課			
②所属長の役職名	生活衛生課長			

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	政策企画課	〒742-2192	山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2	電話 0820-74-1007		
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	生活衛生課	〒742-2301	山口県大島郡周防大島町大字久賀5134番地	電話 0820-79-1010		
9. 規則第9条第2項の適用]適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		令和7年6月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎	項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項 3) 基礎項目評価書及び全項目	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	袘機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク対策の	D詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス ・	テムを通じたフ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託	しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) []提供	・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続	しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠					さむ3情報による照会を行うことを原則としている。ま 人での確認を行うようにしている。
9. 監査					
実施の有無	[O] É	3己点検	[]	〕内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[+	十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって不正に任4)委託先における不正な使用等5)不正な提供・移転が行われる!6)情報提供ネットワークシステム	クへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 東用されるリスクへの対策 のリスクへの対策 リスクへの対策 リスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 を通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	制限を実施している。また、各職員が 担当していない業務に関する特定個人	川用が可能となるようID・パスワードによる認証を行い、アクセス 閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限し、 情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていること 権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策